

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中津川市長 小栗 仁志

市町村名 (市町村コード)	中津川市 (21206)
地域名 (地域内農業集落名)	落合地域 (宮の前・上町・下町・下落合・与坂・山の田・三五沢・平石・大久手・清水平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・傾斜地が多く、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が困難で、圃場整備未実施地が多い。
・落合地域は、優良な農地が少ないため、規模拡大のための農地集積を期待する事は難しい。

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・条件の悪い農地が多くあり、農業者の高齢化により、農地が遊休化することが懸念されるため、引き続き地域内外から新たな担い手や新規就農者の確保に取り組み、可能な限り地域農業の維持を目指す。
・落合地域の農地の形態にあった作物や、販売方法を検討し、農地の活用を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	221.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	177.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地を中心に、一部、農用地区域外農地も含める。
・地区内の農用地の内、狭小な農用地や荒廃した一部の区域を除外する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し、地域の農業を担う者に対する集積、集団化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。 ・農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や受け手への貸し付けを進めることが出来るよう、機構を通じて地域内外を問わず地域内の農業を担う者への集約化を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・傾斜地が多く、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備が困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・認定農業者や新規就農者の確保に努め、県、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで育成、支援を実施していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・既存の受託組織や担い手への委託により合理化を図り、遊休農地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農事改良組合等を中心に、地域ごとに侵入防止対策を施して鳥獣害対策に取り組む。
- ⑦可能な限り中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理を継続して取り組む。